

# 農のある暮らしを大切に かけがえのない農地を守る

## 農地パトロールを実施

農地パトロール出発式は7月17日、市役所多目的ホール棟で行われ、農業委員や関係者ら約30人が出席しました。田村正彦市長は「現体制での農地パトロールは今回で最後となりますが、環境が変化しても農業委員の役割は今後も変わらない。遊休農地の有効活用のため、状況把握に努めていただきたい」と激励しました。

出発式終了後、農業委員らはバスに乗り込み、市内の遊休農地16カ所



田村市長から激励を受ける農業委員

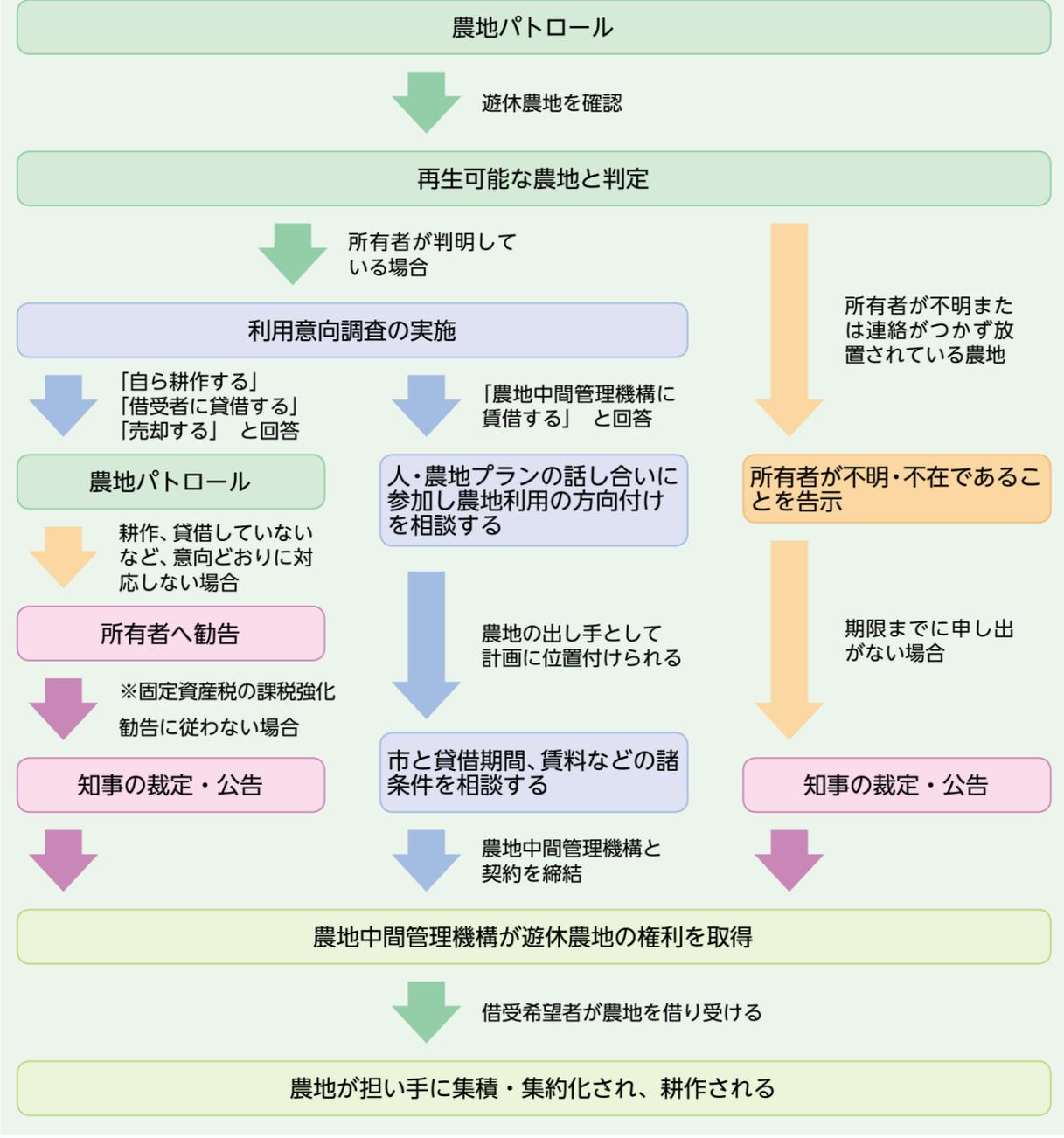


農地の状況を一つ一つ確認

を周り、現地の状況を確認しました。農地パトロールは、農地法に基づき地域の農地利用を総点検する取り組みで、遊休農地の実態把握と発生防止、違反転用の早期発見が目的。県農業会議が「農地の日」に設定した7月15日をめぐりに、毎年実施しています。

農地パトロールで確認された遊休農地は、再生が可能かどうか仕分けられ、再生可能な農地は、所有者に利用意向調査を実施し、その解消に向けて事務手続きを進めます。

## ○遊休農地の解消に向けた手続きの流れ



## 遊休農地の発生と問題

遊休農地の発生と密接な関係にあるのが、農業人口の減少です。左のグラフに示すとおり、昭和60年には2万1339人であった本市の農業人口は、現在では8714人まで減少しています。

農業人口が減少すると、労働力が不足します。今まで耕作してきた農地に作物を付けることが困難になり、遊休農地となります。

長期間耕作されない遊休農地は、草木が繁茂し、景観も悪くなるほか、鳥獣や病害虫のすみかとなり、付近の農地環境に悪影響を与えます。

グラフ 市の農業人口の推移



資料 農林業センサス

## 遊休農地を減らす対策

平成25年度の農地法改正により、農地の利用意向調査を農業委員会が実施しています。この調査の目的は、農地中間管理機構への貸し付けや、自らの耕作の再開など、所有者の意向を確認するためです。

調査の結果、機構への貸し付けを希望する人は、契約締結に向けて支援します。貸し付けを希望せず、耕作も再開しない人など、遊休農地を放置している人は、機構との協議を勧告し、それでも従わない場合は、県知事の裁定により機構がその農地の農地中間管理権を取得し、借受希望者へ貸し付けます。そして農地は耕作され、遊休農地が解消します。

なお、勧告を受けた遊休農地は、固定資産税の課税が強化されます。

近年は、所有者が不明、または所有者と連絡がつかず放置されている農地が増えてきています。こうした農地は、権利関係がはっきりしないため、耕作者が借りようと思っても、所有者探しをしなければならず、貸借の支障になっていきます。このような遊休農地についても、農地法改正により、県知事の裁定により機構を通して借受希望者が耕作できるようになりました。

## 9月から新体制へ

選挙制と議会などの推薦による市長の選任制の併用によって選出された現職の農業委員は、8月31日で任期を満了します。9月1日からは、公募や推薦により議会の同意を要件とする市長の任命制となり、定数は31人から19人に変わります。

また、農地利用最適化推進委員が新設されます。農業委員会が定める区域ごとに推薦、募集を行い、委嘱します。定数は27人です。推進委員の業務は、担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進などを担います。

農業委員は、農地の権利移動や農地転用などの許認可、農地利用状況調査などのほか、農地法の改正により、農地利用の最適化の推進も業務に加わりました。

高齢化や人手不足で、農地を耕作できない場合は、農地の貸し出しや農地中間管理事業の利用を勧めます。遊休農地の解消や農地の売買、貸借、転用などに関することは、農業委員または農業委員会事務局へ相談してください。

■問い合わせ先 農業委員会事務局  
(☎) 内線13353